

介護の提供に必要な個人情報保護規定

一般社団法人タグボート

(目的)

第1条 この規定はヘルパーステーションタグボート（以下当事業所という）が取り扱う、介護に必要な利用者等の個人情報保護について、ここに利用目的を規定する。

(利用目的の特定)

第2条 利用者等の個人情報を取り扱う際の利用目的を明確にし、事前に同意を得るものとする。

2 利用者等の個人情報は以下の通りとする。

- ①当事業所が利用者等に提供する介護サービスに関する事項
- ②介護保険事務に関する事項
- ③介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうちつぎのもの
 - ・訪問介護等の管理に関する事項
 - ・会計・経理に関する事項
 - ・事故等の報告に関する事項
 - ・当該利用者の介護等サービスの向上に関する事項

(情報提供)

第3条 当事業所が利用者等に提供する介護サービスの情報提供を他の事業者等行う際の利用目的と範囲を定める。

- ①当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ②その他の業務委託
- ③家族等への心身の状況説明
- ④事故等発生時における関係機関への状況説明
- ⑤介護保険事務のうちつぎのもの
- ⑥審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑦審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧監査機関等への情報提供
- ⑨損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(上記以外の利用目的)

第4条 当事業所内部での利用に係る利用目的と範囲を以下の通り定める。

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当事業所において行われる学生等の実習への協力
- ③当事業所において行われる事例研究
- ④広報誌や事業所内への写真掲載及び展示

附 則

1. この規程は、令和 4年10月 1日 より実施する。